

西郷村で

工場の新設・増設・移転の計画があれば 奨励金制度で応援します!



企業立地奨励金

▶ 対象要件

- ① 製造業及び運輸業（日本標準産業分類による）であって、福島県工業開発条例第13条の規定による届出（敷地面積1,000㎡以上であること）が必要な新設・増設であること。
- ② 事業投下額(土地・建物償却資産の取得額)が5,000万円以上であること。
- ③ 工場の延床面積が200㎡以上であること。
- ④ 工場の敷地である土地を取得・借地した日の翌日から3年以内に建物の建設に着手すること。
- ⑤ 西郷村との間に工場立地に関する協定を結んでいること。

▶ 奨励金交付期間

工場等の新設・増設又は移転に伴い課税される土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額を5年間交付。

▶ 限度額

総額5億円

協定締結から交付までの流れ

1年目

協定締結

➡ 着工

➡ 操業開始

➡ 認定申請

➡ 審査・認定

➡ 交付申請

➡ 交付決定

➡ 請求

➡ 交付

2～5年目

➡ 交付申請

➡ 交付決定

➡ 請求

➡ 交付

企業立地奨励金の対象となった事業者様を

さらに応援します！



雇用促進奨励金

▶ 対象要件

- ① 企業立地奨励金の交付の決定を受けた事業者であること。
- ② 新規雇用者 工場新設の場合 10人以上
増設・移転の場合 5人以上
- ③ ②の新規雇用者を新設・増設・移転に係る操業を開始した日から1年以上継続して雇用されるものであること。

▶ 奨励金の額

新規雇用者 村内に住所があるもの 1人につき10万円
村外に住所があるもの 1人につき5万円

▶ 交付回数 1回限り

▶ 限度額 **総額1,000万円**

緑地整備奨励金

▶ 対象要件

- ① 企業立地奨励金の交付の決定を受けた事業者であること。
- ② 新設・増設・移転の際に設置した緑地面積において、敷地面積20/100を超えること。

▶ 奨励金の額 対象要件②の整備に要した費用の50/100以内の金額

▶ 交付回数 1回限り

▶ 限度額 **総額1,000万円**

■ 問い合わせ先 西郷村役場 産業振興課
〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40
電話: 0248-25-1116 メール: shoukou@vill.nishigo.lg.jp

詳しくは、
お問い合わせ
ください